

※源泉徴収票、確定申告等で扶養から外れていることが確認できる方は提出不要です。

- ◆給与所得者以外の場合、この申立書を提出してください。
- ◆「扶養控除等（異動）申告書」の写（原本証明付）等、所得税法上扶養から外れていることが確認できる書類を提出できる場合、この用紙の提出は不要です。
- ◆原則申立（扶養）者本人が直筆で記入してください。（傷病等により直筆が困難な場合は代筆可）

扶養控除等に関する申立書

徳島大学長 殿

下記について、所得税法上、扶養から外れていることに相違ありません。

申立（扶養）者氏名	
生年月日	年 月 日
子（学生）氏名	
生年月日	年 月 日

令和 年 月 日

申立者： _____ (印)

(傷病等により申立者本人による直筆が困難であるため代筆者が代筆した場合)

代筆者： _____